

男女の賃金の差異の公表

社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団

公表日：令和5年7月24日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.4%
正職員	84.4%
非常勤職員	96.8%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃金：基本給、超過勤務手当、賞与などを含み、退職金手当、通勤手当を除く

正職員：男性職員の平均勤続年数（13年6ヶ月）

女性職員の平均勤続年数（10年6ヶ月）

非常勤職員：非常勤職員に関しては実際の労働時間で算出